

THE HOGAKU RONSHU

THE LAW REVIEW
OF
KANSAI UNIVERSITY

JANUARY 2012

VOLUME LXI

NUMBER 5

Articles

Einwilligung des Patienten zum
medizinischen Eingriff.....*Keiichi YAMANAKA* (1)

Japan's Incorporation of Takeshima into Shimane
Prefecture in 1905—A Legal Implication from
the Perspective of the International Law.....*Tetsuya NAKANO* (113)

Institutionalizing the Compensation Mechanism
of the Environmental Harm during Armed Conflict:
The "F4" Claims of the UN Compensation Commission...*Namhee KWON* (167)

The Clean Slate of the Criminal Records Concerning Inflicted
Fine Aiming for the Infliction-Widening of Fine
—Comparison with the Criminal Records
(Clean Slate) Act 2004 in New Zealand—.....*Kenji NAGATA* (1)

THE LAW SOCIETY OF KANSAI UNIVERSITY
OSAKA, JAPAN

ISSN 0437-648X

關西大學

法學論集

第61卷 第5号

平成24年1月

論 說

医療侵襲に対する患者の同意.....*山中敬一* (1)

1905年日本による竹島領土編入措置の法的性質.....*中野徹也* (113)

武力紛争による環境損害の賠償メカニズムの制度化...*権南希* (167)
——国連補償委員会における環境損害請求の
特徴を中心に——

罰金刑の適用領域拡大に向けた罰金刑に関する
前科の封印.....*永田憲史* (1)
——ニュージーランドの2004年刑事記録(封印)法を
素材に——

關西大學法學會

關西大學
法學論集

第六十一卷
第五号

平成二十四年一月

關西大學
法學會

関西大学法学会役員 (五十音順)

会 長	葛 原 力 三	竹 下 賢	福 瀧 博 之(編集)
吉 田 栄 司	権 南 希(庶務)	多 治 川 卓 郎	藤 原 稔 弘(庶務)
評 議 員	久 保 宏 之	辰 巳 直 彦(庶務)	松 尾 知 子(会計)
飯 島 暢(編集)	栗 田 和 彦	田 中 謙	松 代 剛 枝
石 橋 章 市 朗	栗 田 隆	田 村 詩 子	真 鍋 俊 二
市 川 訓 敏	小 泉 良 幸	角 田 猛 之	三 浦 吉 章
市 原 靖 久(監査)	孝 忠 延 夫(庶務)	寺 川 永	水 野 幸 隆
今 西 康 人(編集)	越 山 和 広	寺 島 俊 總	村 上 尚 紀(庶務)
上 田 真 二	小 西 秀 樹	土 倉 莞 爾	森 本 哲 郎
浦 東 久 男(会計)	小 松 陽 一 郎	鳥 越 健 治	安 武 真 隆
占 部 洋 之	近 藤 剛 史	中 島 洋 樹	安 田 信 之
大 津 留 智 恵 子	今 野 正 規	中 野 徹 也(編集)	大 和 正 史
大 沼 邦 博	後 藤 元 伸	永 田 憲 史(会計)	山 名 京 加(会計)
岡 徹(編集)	坂 本 治 也	永 田 眞 三 郎	山 名 美 加
岡 本 哲 和	笹 本 幸 祐	那 須 彰	山 中 敬 一
尾 島 史 賢	佐 立 治 人	西 平 等	山 野 博 史
亀 田 健 二	佐 藤 や よ ひ(会計)	西 澤 希 久 男	山 本 慶 介
柄 谷 利 恵 子	佐 伯 和 也	西 村 枝 美	由 喜 田 眞 治(庶務)
川 口 浩 一(庶務)	芝 池 義 一	早 川 徹	横 田 直 和
川 口 美 貴	下 村 正 明	羽 原 敬 二(会計)	吉 田 栄 司
河 村 厚(庶務)	千 藤 洋 三	馬 場 圭 太	吉 田 直 弘
木 下 智 史	高 作 正 博	廣 川 嘉 裕(編集)	吉 田 徳 夫
金 玲	滝 川 敏 明(会計)	福 島 豪	若 松 陽 子

前号目次 (第61巻第4号)

論 説

キリスト教民主主義の全盛と衰退 ——第2次大戦後以降の比較政治史的考察——	土 倉 莞 爾
医事刑法の序論的考察 (2・完)	山 中 敬 一
破産法57条・60条の破産債権と相殺制限	栗 田 隆
インターネット利用の解禁は日本の選挙を変えるのか ——実証分析に基づく予想——	岡 本 哲 和

研究ノート

南洋群島の刑事司法制度	永 田 憲 史
-------------	---------

翻 訳

量刑の実務 (三) Schäfer/Sander/van Gemmeren	葛 原 力 三(監訳) 飯 島 暢(訳) 岡 上 雅 美(訳)
--	---------------------------------------

資 料

1964年トルコ国籍法	佐 藤 や よ ひ
-------------	-----------

関西大学法学会規則

- 第1条 本会は、関西大学法学会と称する。
- 第2条 本会は、法学の研究を促進し、かつ研究の成果を発表することを目的とする。
- 第3条 本会は、次の事業を行う。
- 1 機関誌「関西大学法学論集」及び「関西大学法学会誌」の発行。
 - 2 その他本会の目的を達成するために必要な事項。
- 第4条 本会の事務所は、関西大学法学部内に置く。
- 第5条 本会は、次の者をもって会員とする。
- 1 法学部及び大学院法務研究科(以下法科大学院と称す)の教授、准教授、専任講師、助教、特別契約教授。
 - 2 政策創造学部の教授、准教授、専任講師、助教、特別契約教授であって入会した者。
 - 3 法学部学生、大学院法学研究科学生及び法科大学院学生。
 - 4 政策創造学部の学生であって入会した者。
 - 5 法学部、政策創造学部、大学院法学研究科及び法科大学院の卒業生であって入会した者。
 - 6 その他評議員会の承認を得た者。
- 第6条 次の者を本会の名誉会員とする。
- 1 法学部又は法科大学院に在籍した名誉教授。ただし、特別契約教授として在職中の者は除く。
 - 2 特に評議員会の承認を得た者。
- 第7条 本会に次の役員を置く。
- 1 会長 法学部長をもって充てる。
 - 2 評議員 教授、准教授、専任講師、助教及び特別契約教授をもって充てる。
 - 3 編集・庶務・会計各委員 評議員の中から評議員会において委嘱する。その任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 第8条 第5条第1号及び2号の会員は会費年額15,000円を、同条第3号から6号までの会員は会費年額6,000円を納めることを要する。
- 第9条 会員及び名誉会員は、機関誌「関西大学法学論集」及び「関西大学法学会誌」の配布を受ける。
- 第10条 此の規則の改正は、評議員会の決議による。
- 付則 この改正規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、従前の第8条の規定により平成21年度以降の会費を予め法学会に払込んでいる者については、なお従前の例による。

2012年1月20日 印刷

関西大学 第61巻

2012年1月30日 発行

法学論集 第5号

編集兼
発行人

関 西 大 学 法 学 会
振替 00910-4-66882

印刷所

(株)富山房インターナショナル
東京都文京区千石2-25-11

発行所

関 西 大 学 法 学 会
大阪府吹田市山手町3丁目3番35号
関西大学法学部内

(©関西大学法学会 2011)

執筆者紹介

山中敬一 関西大学 教授

中野徹也 関西大学 准教授

権南希 関西大学 助教

永田憲史 関西大学 准教授

〈法学会記事〉

公法研究会

〈日時〉 平成二十三年一月一九日（土）

午後四時～午後六時

〈場所〉 関西大学法文研究室二号棟六階会議室

〈報告〉 「鳴物停止令について」 朝比奈 修氏

（大阪芸術大学講師）

〈出席者〉 （五十音順）

佐立、吉田（徳）